

災害時における救援物資等の緊急輸送及び保管に関する協定書

山形県（以下「甲」という。）と、公益社団法人山形県トラック協会（以下「乙」という。）及び山形県倉庫協会（以下「丙」という。）は、次のとおり災害時における救援物資等の緊急輸送及び保管に関する協定を締結する。

（協定趣旨）

第1条 この協定は、山形県内で災害が発生し、若しくは発生のおそれがある場合又は山形県以外で災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、甲が被災地又は被災のおそれがある地域（以下「被災地等」という。）を支援するため、甲から乙又は丙に対して要請する救援物資等の緊急輸送及び保管に関して、必要な事項を定めるものとする。

（緊急輸送に関する業務及び要請）

第2条 甲は、災害時に被災地等を支援するため、次に規定する救援物資等の緊急輸送に関する業務（以下「緊急輸送」という。）が必要と認められるときは、乙に対し、別紙1により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

(1) 救援物資等の緊急輸送

(2) 前号に必要な車両（霊柩車を含む）、作業員、荷役機械及び資機材の手配

(3) 甲及び山形県内の市町村（以下「市町村」という。）の災害対策本部等への物流専門家派遣による緊急輸送の支援、助言等

(4) その他必要な業務

2 乙は、前項の規定による要請があったときは、緊急輸送を可能な限り通常業務に優先して行うものとする。

3 甲は、乙の行う緊急輸送に必要な燃料の優先確保、緊急通行車両の指定及びその他円滑な輸送に必要な措置を講じるよう努めるものとする。

（報告）

第3条 乙は、緊急輸送を行ったときは、甲に対し、別紙2により速やかに報告するものとする。

（経費の負担）

第4条 緊急輸送に要した費用は、甲又は甲から支援を受けた地方公共団体が負担するものとする。

2 前項の費用のうち、事業用自動車に係る運賃及び料金は、災害発生時直前における地域の事業者の認可運賃又は標準的な運賃及び料金を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

3 第1項の費用のうち、前項の費用以外の費用は、甲乙協議の上決定するものとする。

（事故等）

第5条 乙が手配した事業用自動車、故障その他の理由により緊急輸送を中断したときは、乙は、速やかに事業用自動車を交換して緊急輸送を継続するよう努めるものとする。

2 乙は、緊急輸送に際し事故が発生したときは、甲に対して速やかにその状況を報告するものとする。

(救援物資等の保管に関する業務及び要請)

第6条 甲は、災害時に被災地等を支援するため、次に規定する救援物資等の保管に関する業務(以下「救援物資等保管」という。)が必要と認められるときは、丙に対し、別紙3により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 甲の指定する施設又は丙の会員事業所(以下「施設」という。)における救援物資等の入出庫、仕分け及び保管
- (2) 救援物資等の在庫状況の把握及び甲への報告
- (3) 前2号に必要な作業員、荷役機械及び資機材の手配
- (4) 甲及び市町村の災害対策本部等への物流専門家の派遣による救援物資等保管の支援、助言等
- (5) その他必要な業務

2 丙は前項の規定による甲の要請があったときは、救援物資等保管を可能な限り通常業務に優先して行うものとする。

3 甲は、丙の行う救援物資等保管に必要な燃料の優先確保、通信手段の確保及びその他施設の円滑な運営に必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(報告)

第7条 丙は、救援物資等保管を行ったときは、甲に対し、別紙4により速やかに報告するものとする。

(経費の負担)

第8条 救援物資等保管に要した費用は、甲又は甲から支援を受けた地方公共団体が負担するものとする。

2 前項の費用のうち、保管料及び荷役料は、丙の会員事業者が倉庫業法施行規則(昭和38年運輸省令第59号)に基づき国土交通大臣等に届出した料金を基準として、甲丙協議の上決定するものとする。

3 第1項の費用のうち、前項の費用以外の費用は、甲丙協議の上決定するものとする。

(事故等)

第9条 丙は、事故の発生等により救援物資等保管が困難な事由が発生したときは、他の施設を速やかに選定する等により、救援物資等保管を継続するよう努めるものとする。

2 丙は、救援物資等保管に際し事故が発生したときは、甲に対して速やかにその状況を報告するものとする。



(相互手配)

第10条 甲は、必要と認めるときは、第2条及び第6条の規定にかかわらず、緊急輸送を丙に、救援物資等保管を乙に要請することができる。

2 乙及び丙は、前項の規定による甲の要請があったときは、相互に連携の上、可能な限り通常業務に優先して行うものとする。

3 前2項の規定を適用する場合には、第2条から第5条中「乙」とあるのは「丙」と、第6条から第9条中「丙」とあるのは「乙」と読み替えるものとする。

(市町村からの要請)

第11条 災害時に、市町村が、甲の指示により緊急輸送及び救援物資等保管を行う場合、市町村から乙及び丙に緊急輸送及び救援物資等保管の要請があったときは、乙及び丙は、前条までの規定に準じて緊急輸送及び救援物資等保管を行うよう努めるものとする。

2 前項のほか、災害時に、市町村が独自に被災地等を支援するため、市町村から乙及び丙に緊急輸送及び救援物資等保管の要請があったときは、乙及び丙は、前条までの規定に準じて緊急輸送及び救援物資等保管を行うよう努めるものとする。

(情報提供)

第12条 甲、乙及び丙は、それぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供するように努めるものとする。

(訓練の実施)

第13条 甲、乙及び丙は、災害の発生に備え、緊急輸送及び救援物資等保管に関する訓練を、協議の上連携して実施するよう努めるものとする。

(担当部署及び連絡責任者)

第14条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく緊急輸送及び救援物資等保管に関する担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選任し、相互に通知するものとする。

(補償)

第15条 甲の要請により、緊急輸送又は救援物資等保管に従事した者（以下「従事者」という。）が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、甲は、次に掲げる場合を除き、「災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例」（昭和37年12月山形県条例第66号）の例により、その損害を補償する。

(1) 従事者の故意又は重大な過失による場合

(2) 当該損害につき、乙、丙または従事者が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合

(3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該三者から損害賠償

を受けることができる場合

(協定の有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも更新しない旨の意思表示がない場合は、有効期間満了日の翌日から起算して1年間更新するものとし、以降もまた同様とする。



(協定の解除又は改定)

第17条 この協定は、甲、乙又は丙のいずれから申し出があったときは、甲、乙及び丙が協議の上協定を解除又は改定することができる。

(準用及び協議)

第18条 この協定に定めのない事項については、「標準貨物自動車運送約款」及び「標準倉庫寄託約款(乙)」(以下「約款」という。)を準用するものとする。

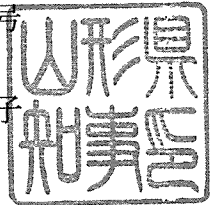
2 前項によってもなお定めのない事項及び疑義が生じた事項については、甲乙丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、各者記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年9月28日

甲 山形県山形市松波二丁目8番1号

山形県知事 吉村 美栄子



乙 山形県山形市流通センター四丁目1番20号

公益社団法人 山形県トラック協会

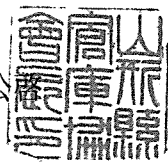
会長 熊澤 貞二



丙 山形県山形市流通センター四丁目1番2号

山形県倉庫協会

会長 佐藤 公隆



(要請先)

様

山形県知事

緊急輸送に関する要請書

「災害時における救援物資等の緊急輸送及び保管に関する協定書」第2条第1項の規定により、次のとおり要請します。

1 災害の状況及び要請理由

2 緊急輸送に関する要請内容

物資等の種類・数量	積み込み 日時・場所	取り下ろし 日時・場所	備 考

3 物流専門家の派遣に関する要請内容

派遣場所	
人 数	
業務内容	
派遣期間	

4 その他必要な事項

緊急輸送に関する報告書

年 月 日



山形県知事 様

(報告者)

要請のあった緊急輸送を次のとおり実施したので報告します。

よ

1 緊急輸送に関する実施内容

輸送 月日	事業者名	物資等の 種類・数量	輸送区間	使用車種 ・台数	乗員 数	備考



2 物流専門家の派遣に関する実施内容

派遣場所	
人数	
業務内容	
派遣期間	



3 その他必要な事項



様

山形県知事

救援物資等保管に関する要請書

「災害時における救援物資等の緊急輸送及び保管に関する協定書」第6条第1項の規定により、次のとおり要請します。

備考

1 災害の状況及び要請理由



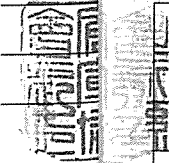
2 救援物資等保管に関する要請内容

要請項目	物資の種類 ・数量	作業場所	作業時間	備 考
<input type="checkbox"/> 入出庫 <input type="checkbox"/> 仕分け <input type="checkbox"/> 保管 <input type="checkbox"/> 在庫状況把握 <input type="checkbox"/> 処分				

3 物流専門家の派遣に関する要請内容

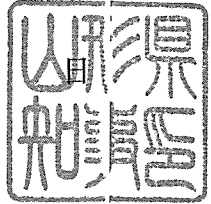
派遣場所	
人 数	
業務内容	
派遣期間	

4 その他必要な事項



救援物資等保管に関する報告書

年 月




山形県知事

様

(報告者)

要請のあった救援物資等保管を次のとおり実施したので報告します。

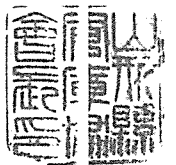
1 救援物資等保管に関する実施内容

実施項目	物資の種類 ・数量	作業場所	作業時間	延べ 作業人数	備 考
<input type="checkbox"/> 入出庫 <input type="checkbox"/> 仕分け <input type="checkbox"/> 保管 <input type="checkbox"/> 在庫状況把握 <input type="checkbox"/> 処分					

2 物流専門家の派遣に関する実施内容

派遣場所	
人 数	
業務内容	
派遣期間	

3 その他必要な事項



災害時における物資等の緊急輸送に関する協定書

山形県知事齋藤弘（以下「甲」という。）と赤帽山形県軽自動車運送協同組合代表理事富樫弘志（以下「乙」という。）は、災害時における物資等の緊急輸送（以下「緊急輸送」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山形県地域防災計画に基づき、災害発生時の応急対策活動を円滑に実施するため、甲から乙に対して行う緊急輸送の要請に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、応急対策活動を円滑に実施するため必要があると認めるときは、乙に対し次に掲げる事項を明示した文書（別記様式第1号）により緊急輸送の要請を行うものとする。

ただし、文書により要請するいとまがない場合は、口頭又は電話等により要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

- （1）緊急輸送の要請を必要とする事由
- （2）必要とする車両数、車両種類及び人員
- （3）物資の内容及び数量
- （4）物資の積込み場所及び輸送先
- （5）緊急輸送を必要とする期間
- （6）その他参考となる事項

（実施）

第3条 乙は、甲から緊急輸送の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して実施するものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条の規定により緊急輸送を実施した場合は、速やかに甲に対して次に掲げる事項を文書（別記様式第2号）により報告するものとする。

- （1）従事した車両数
- （2）走行距離及び地点
- （3）その他必要な事項

（経費の負担）

第5条 第3条の規定により実施した緊急輸送に要した経費は、甲が負担するものとする。

- 2 前項に規定する費用は、災害発生時直前における地域の事業者の届出運賃・料金を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（事故等）

第6条 乙の供給した事業用自動車が故障その他の理由により運行を中止したときは、乙は速やかに当該事業用自動車を交換してその供給を継続するものとする。

- 2 乙は、前項の場合その他事業用自動車の運行に際し、事故が発生したときは、甲に

対し速やかにその状況を報告するものとする。

(損害賠償責任)

第7条 乙は、その事業用自動車の運行に際し、乙の責に帰する理由により、事業用自動車の使用者（同伴者を含む。）及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(災害補償)

第8条 甲は、緊急輸送に従事した者が、その業務に従事したため負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときは、次に掲げる場合を除き「災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和37年12月25日県条例第66号）」に定めるところによりその損害を補償する。

- (1) 緊急輸送に従事する者の故意又は重大な過失による場合。
- (2) 当該損害につき、損害保険契約により保険給付を受けることができる場合。
- (3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合。

(連絡責任者)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲については総務部危機管理室総合防災課長とし、乙は専務理事とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(適用)

第11条 この協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成17年6月20日

甲 山形市松波二丁目8番1号
山形県知事 齋藤 弘

乙 山形市あさひ町23番37号
赤帽山形県軽自動車運送協同組合
代表理事 富樫 弘志

災害時における船舶による物資等の緊急輸送に関する協定書

山形県（以下「甲」という。）と東北内航海運組合（以下「乙」という。）とは、災害時における船舶による物資等の緊急輸送（以下「緊急輸送」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、山形県地域防災計画に基づき、災害発生時の応急対策活動を円滑に実施するため、甲から乙に対して行う船舶による緊急輸送の要請に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要 請）

第2条 甲は、応急対策活動を円滑に実施するため必要があると認めるときは、乙に対し次に掲げる事項を明示した文書（別記様式1）により緊急輸送の要請を行うものとする。

ただし、文書により要請するいとまがないときは、口頭又は電話等により要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 物資の内容及び数量
- (2) 物資の積込み場所及び輸送先
- (3) 緊急輸送を必要とする期間

（業務の内容）

第3条 本協定により、甲が乙に対して要請できる業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災者が必要とする生活必需品等の輸送業務
- (2) 災害応急対策の実施に必要な資機材等の輸送業務
- (3) その他甲が必要とする船舶による応急対策業務

（業務の実施）

第4条 乙は、甲から緊急輸送の要請を受けたときは、乙の組合員等（乙の加盟する「日本内航海運組合総連合会」傘下の組合員に応援を求める場合は当該組合員を含む。（以下「組合員等」という。))に可能な限り業務を実施させるものとする。

（業務の報告）

第5条 乙は、前条の規定により緊急輸送を実施した場合は、速やかに甲に対して次に掲げる事項を文書（別記様式2）により報告するものとする。

ただし、文書により報告するいとまがないときは、口頭又は電話等により報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 従事した船舶数及び人員
- (2) 輸送した物資の内容及び数量
- (3) 物資の積込み場所及び輸送先

（経費の負担）

第6条 第4条の規定により実施した緊急輸送に要した経費は、甲が負担するものとする。
2 前項に規定する費用は、当該地域における適正な運賃とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（費用の請求及び支払）

第7条 組合員等は、業務の終了後、当該業務に要した前条の費用について甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(事 故 等)

第8条 乙の供給した事業用船舶が故障その他の理由により運行を中止したときは、乙は速やかに当該事業用船舶を交換してその供給を継続するものとする。

2 乙は、前項の場合その他事業用船舶の運行に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告するものとする。

(災害補償)

第9条 甲は、緊急輸送に従事した者が、その業務に従事したために負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときは、次に掲げる場合を除き「災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和37年12月25日山形県条例第66号）」に定めるところによりその損害を補償する。

(1) 緊急輸送に従事する者の故意又は重大な過失による場合

(2) 当該損害につき、損害保険契約により保険給付を受けることができる場合。

(3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合。

(連絡責任者)

第10条 この協定に関する連絡責任者は、甲については総務部危機管理室総合防災課長とし、乙については専務理事とする。

(協 議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協議に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(適 用)

第12条 この協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成17年12月21日

甲 山形市松波二丁目8番1号
山形県知事 齋藤 弘

乙 仙台市青葉区一番町一丁目8番10号
東北内航海運組合理事長 湯村 健介

災害時における荷役資機材の供給に関する協定書

山 形 県

トヨタ L & F 山形株式会社

災害時における荷役資機材の供給に関する協定書

山形県（以下「甲」という。）とトヨタL&F山形株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における荷役資機材の供給に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山形県内で災害が発生した場合又は山形県以外の被災都道府県から甲が要請を受けた場合（以下「災害時」という。）において、甲が物資の輸送のために必要とする荷役資機材を速やかに乙が甲に供給するため、必要な事項を定めるものとする。

（供給の要請）

第2条 甲は、災害時において荷役資機材を調達する必要があると判断したときは、乙に荷役資機材の供給を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、別紙1により行うものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後において速やかに書面を提出するものとする。

（荷役資機材の種類）

第3条 甲が乙に供給を要請する荷役資機材は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能なものとする。

- （1）フォークリフト
- （2）パレットトラック
- （3）その他甲が必要と認めるもの

（供給協力）

第4条 乙は、第2条の規定により甲から要請を受けたときは、特別な事情がない限り、荷役資機材の甲への優先供給に努めるものとする。ただし、乙が被災したこと等により協力に応じることができない場合は、遅滞なく、その旨を甲に通知連絡する。

2 乙は、荷役資機材の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかに別紙2により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第5条 甲は荷役資機材の引渡場所を指定するものとし、その引渡場所までの運搬は原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により荷役資機材を運搬する車両を緊急又は優先通行車両として通行できるよう配慮するものとする。

3 甲は、第1項の引渡場所に甲の職員を派遣し、供給される荷役資機材を確認の上、引渡しを受けることを基本とする。

4 甲は、前項の規定による引渡しを受けることを市町村その他防災関係機関に代行させることができるものとする。

（費用の負担）

第6条 第4条の規定による荷役資機材の供給に要する費用及び乙が行った前条の規定による荷役資機材の運搬に要する費用は、甲が負担する。

2 甲が前項の規定により負担する額は、災害が発生する直前における通常の価格を基準とし、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(費用の支払)

第7条 前条の費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の規定により請求書の提出があったときは、その内容を確認し、当該請求書を受理した日から30日以内に当該請求に係る金額を乙に支払うものとする。

(連絡責任者)

第8条 甲及び乙は、本協定に関する連絡責任者を選任し、相互に通知するものとする。連絡責任者を変更したときも同様とする。

(情報交換)

第9条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制、荷役資機材の供給についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(配慮事項)

第10条 甲は、第2条の規定により乙に要請を行う場合は、各種警報、避難勧告その他立入制限が出されている地域への要請を避けるなど、荷役資機材の供給に従事する作業員の安全に配慮するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、有効期間満了日の30日前までに甲又は乙から解除の申出がないときは、この協定の有効期間を当該満了日の翌日から起算して3年間延長するものとし、以後も同様とする。

(その他)

第12条 荷役資機材のレンタルによる供給に関して、この協定に定めのない事項は、乙が通常使用するレンタル契約で定める事項を適用する。

2 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙署名の上、各自1通を保有する。

平成30年1月12日

甲 山形市松波二丁目8番1号

山形県

山形県知事

吉村美栄子

乙 山形市荒楯町二丁目1番95号

トヨタL&F山形株式会社

代表取締役社長

鈴木吉徳

トヨタL&F山形株式会社
代表取締役社長 殿

山形県知事

荷役資機材供給要請書

「災害時における荷役資機材の供給に関する協定書」第2条の規定により、下記のとおり要請します。

記

要 請 日	年 月 日 ()
原因となった災害	
供給を要請する 荷役資機材の種類 及 び 数 量	
使 用 期 間	
引渡 (使用) 場所	
その他必要事項	

災害時における荷役資機材の供給に関する協定書

山 形 県

山形小松フォークリフト株式会社

災害時における荷役資機材の供給に関する協定書

山形県（以下「甲」という。）と山形小松フォークリフト株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における荷役資機材の供給に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山形県内で災害が発生した場合又は山形県以外の被災都道府県から甲が要請を受けた場合（以下「災害時」という。）において、甲が物資の輸送のために必要とする荷役資機材を速やかに乙が甲に供給するため、必要な事項を定めるものとする。

（供給の要請）

第2条 甲は、災害時において荷役資機材を調達する必要があると判断したときは、乙に荷役資機材の供給を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、別紙1により行うものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後において速やかに書面を提出するものとする。

（荷役資機材の種類）

第3条 甲が乙に供給を要請する荷役資機材は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能なものとする。

- （1）フォークリフト
- （2）パレットトラック
- （3）その他甲が必要と認めるもの

（供給協力）

第4条 乙は、第2条の規定により甲から要請を受けたときは、特別な事情がない限り、荷役資機材の甲への優先供給に努めるものとする。ただし、乙が被災したこと等により協力に応じることができない場合は、遅滞なく、その旨を甲に通知連絡する。

2 乙は、荷役資機材の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかに別紙2により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第5条 甲は荷役資機材の引渡場所を指定するものとし、その引渡場所までの運搬は原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により荷役資機材を運搬する車両を緊急又は優先通行車両として通行できるよう配慮するものとする。

3 甲は、第1項の引渡場所に甲の職員を派遣し、供給される荷役資機材を確認の上、引渡しを受けることを基本とする。

4 甲は、前項の規定による引渡しを受けることを市町村その他防災関係機関に代行させることができるものとする。

（費用の負担）

第6条 第4条の規定による荷役資機材の供給に要する費用及び乙が行った前条の規定による荷役資機材の運搬に要する費用は、甲が負担する。

2 甲が前項の規定により負担する額は、災害が発生する直前における通常の価格を基準とし、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(費用の支払)

第7条 前条の費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の規定により請求書の提出があったときは、その内容を確認し、当該請求書を受理した日から30日以内に当該請求に係る金額を乙に支払うものとする。

(連絡責任者)

第8条 甲及び乙は、本協定に関する連絡責任者を選任し、相互に通知するものとする。連絡責任者を変更したときも同様とする。

(情報交換)

第9条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制、荷役資機材の供給についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(配慮事項)

第10条 甲は、第2条の規定により乙に要請を行う場合は、各種警報、避難勧告その他立入制限が出されている地域への要請を避けるなど、荷役資機材の供給に従事する作業員の安全に配慮するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、有効期間満了日の30日前までに甲又は乙から解除の申出がないときは、この協定の有効期間を当該満了日の翌日から起算して3年間延長するものとし、以後も同様とする。

(その他)

第12条 荷役資機材のレンタルによる供給に関して、この協定に定めのない事項は、乙が通常使用するレンタル契約で定める事項を適用する。

2 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙署名の上、各自1通を保有する。

平成30年1月12日

甲 山形市松波二丁目8番1号
山形県
山形県知事

吉村美栄子

乙 山形市流通センター一丁目2番地の1
山形小松フォークリフト株式会社
代表取締役社長

池田修一

山形小松フォークリフト株式会社
代表取締役社長 殿

山形県知事

荷役資機材供給要請書

「災害時における荷役資機材の供給に関する協定書」第2条の規定により、下記のとおり要請します。

記

要 請 日	年 月 日 ()
原因となった災害	
供給を要請する 荷役資機材の種類 及 び 数 量	
使 用 期 間	
引渡 (使用) 場所	
その他必要事項	

災害時における応援協力に関する協定

山 形 県
東 北 港 運 協 会

災害時における応援協力に関する協定書

山形県（以下「甲」という。）と東北港運協会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山形県内で災害対策基本法に規定する災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、甲が行う被災者のための救援物資等の確保及び輸送活動等に対する乙の応援協力について、適正かつ円滑な運営を期すため、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時等に、次条に掲げる応援協力の実施を乙に要請することができる。

（応援協力の内容）

第3条 乙は、甲から前条に基づく要請を受けた場合は、応援協力を実施するものとする。

2 前項の応援協力の内容は、次に掲げるとおりとする。

- （1）救援物資等の荷役
- （2）救援物資等の受入及び積出施設並びに保管場所の確保
- （3）埠頭内道路等の啓開
- （4）救援物資等の物資輸送拠点への輸送
- （5）その他必要とする業務

3 乙は、本条第1項の規定による要請があったときは、救援物資等の確保及び輸送等を可能な限り通常業務に優先して行うものとする。

（要請手続）

第4条 甲は、被災者のための救援物資等の確保及び輸送等を実施するために、乙の応援協力が必要と認めたときは、次に掲げる事項を明示して、別に定める様式により文書で要請を行うものとする。

ただし、緊急の場合には、電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- （1）要請理由及び災害状況
- （2）要請期間及び場所
- （3）要請内容
- （4）その他必要な事項

(実施報告)

第5条 乙は、第3条第2項各号に掲げる応援協力を実施した場合は、甲に対し、次に掲げる事項を明示して、別に定める様式により実施状況を報告するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話等により報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 業務従事者
- (2) 業務に使用した機材
- (3) 業務従事日数及び場所
- (4) 業務実施状況
- (5) その他必要な事項

(経費の負担等)

第6条 乙が第2条の規定に基づく要請のため第3条第2項各号に掲げる業務の実施に要した経費は、甲が負担する。

2 甲は、前条の実施報告があったときは、書面等に基づきその報告に係る業務が応援協力に要したものであるかを審査し、その負担すべき経費について確定する。

(価格の決定)

第7条 甲が負担する経費の価格は、法令その他に特段の定めがあるものを除くほか、次により算出された料金を基準として決定する。

- (1) 港湾運送事業法に基づき届出された料金
- (2) 前号の定めにより難しい場合においては、甲と乙とが協議して定めた料金

(連絡体制等)

第8条 甲及び乙は、この協定の実施に関する事項の連絡責任者等をあらかじめ定めておくとともに、甲にあつては、山形県地域防災計画等を変更したときは、遅滞なく乙に通知し、乙にあつては、協力体制及び情報受伝達体制等の整備に努めるものとする。

(実施細目)

第9条 この協定の実施に関し必要な手続きその他の事項は、実施細目で定めるものとする。

(損害の負担)

第10条 本協定による応援協力により生じた損害の負担は、当該従事者の使用者の責任において行うものとする。

(補償)

第 11 条 第 3 条に規定する甲からの要請に基づき乙が実施した応援協力に従事した者が、これに従事したことにより、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の補償については、当該従事者の使用者の責任において行うものとする。

(協議)

第 12 条 この協定について疑義が生じた場合又は定めのない事項については、その都度、甲乙双方が協議して決定するものとする。

(有効期間)

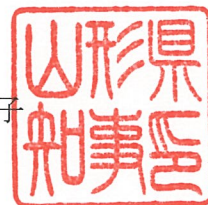
第 13 条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 3 年 6 月 21 日

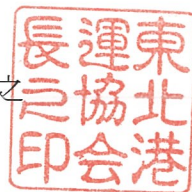
甲 山形県山形市松波二丁目 8 番 1 号

山形県知事 吉村 美栄子



乙 宮城県仙台市宮城野区原町南目字町 1 4 6

東北港運協会 会長 澤藤 孝之



災害時における応援協力に関する協定実施細目

災害時における応援協力に関する協定（以下、「協定」という。）第9条の規定に基づき、山形県と東北港運協会との協定を実施するための細目を次のように定める。

（作業場所等）

- 第1条 東北港運協会は、協定第2条に基づく要請があった場合は、直ちに協定第3条第2項第1号に掲げる「救援物資等の荷役」を行う作業場所及び同項第2号に掲げる救援物資等の受入及び積出施設並びに保管場所を確保し、その旨を遅滞なく山形県に報告するとともに、協定第3条第2項各号に掲げる業務に必要な人員、機材等を出動させるものとする。
- 2 前項の報告は、別紙様式1及び2の例によるものとする。

（要請書）

- 第2条 協定第4条に規定する、山形県が東北港運協会に提出する書面は、別紙様式3のとおりとする。

（報告書）

- 第3条 協定第5条に規定する、東北港運協会が山形県へ提出する書面は、別紙様式4のとおりとする。

（担当者等の報告）

- 第4条 協定第8条に規定する連絡責任者等は、別表のとおりとする。

附 則

この実施細目は、令和3年6月21日から実施する。

別紙様式 1

港湾荷役作業場所

年 月 日

山形県知事 殿

東北港運協会 会長

「災害時における応援協力に関する協定実施細目」第 1 条に基づき、下記のとおり報告します。

記

連絡先	電話
港湾荷役 作業場所	

別紙様式 2

救援物資等の受入及び積出施設並びに保管場所

年 月 日

山形県知事 殿

東北港運協会 会長

「災害時における応援協力に関する協定実施細目」第 1 条に基づき、下記のとおり報告します。

記

連絡先	電話
救援物資等の受入場所	
救援物資等の積出施設	
救援物資等の保管場所	
摘 要	

別紙様式3

応援協力業務要請書

年 月 日

東北港運協会 会長 殿

山 形 県 知 事

「災害時における応援協力に関する協定実施細目」第2条に基づき、下記のとおり要請します。

記

連絡先	電話
要請理由及び 災害状況	
要請期間 及び場所	
要請内容	
摘 要	

別紙様式 4

応援協力業務実施報告書

年 月 日

山形県知事 殿

東北港運協会 会長

「災害時における応援協力に関する協定実施細目」第4条に基づき、下記のとおり報告します。

記

連絡先	電話
業務従事者	
業務に使用した機材	
業務従事日数及び場所	
業務実施状況	
摘 要	

別表

	山形県	東北港運協会
連絡責任者	防災くらし安心部防災危機 管理課長	専務理事
事務担当者	防災くらし安心部防災危機 管理課職員	協会職員

災害時等における応急生活物資の供給
及び支援物資の輸送等に関する協定書

山 形 県

株式会社丸勘山形青果市場

災害時等における応急生活物資の供給及び支援物資の輸送等に関する協定書

山形県（以下、「甲」という。）と株式会社丸勘山形青果市場（以下、「乙」という。）は、次のとおり災害時等における応急生活物資の供給・輸送、広域物資輸送拠点としての施設使用、支援物資等の緊急輸送及び保管に関する協定を締結する。

第一 趣旨

（趣旨）

第1条 この協定は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下、「災害時等」という。）において、甲が行う支援活動等のために必要とする応急生活物資を乙が迅速かつ円滑に供給・輸送するため、また、乙が管理する施設を使用して甲が広域物資輸送拠点（以下、「拠点」という。）の開設及び運営、支援物資等の緊急輸送及び保管をするため、必要な事項を定めるものとする。

第二 応急生活物資の供給

（応急生活物資供給の要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、応急生活物資を調達する必要があるときは、乙に対し、応急生活物資の供給を要請することができる。

- (1) 山形県内において災害等が発生し、又は発生するおそれがあるとき
 - (2) 山形県外において災害等が発生し、又は救援の必要があり、国又は他の都道府県から応急生活物資調達のあっせんを要請されたとき
- 2 要請の方法は、甲から乙に対し、別紙様式1「応急生活物資供給要請書」により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（調達物資）

第3条 甲が乙に供給を要請する応急生活物資は、次に掲げるものとする。

- (1) 青果物
- (2) その他甲が指定する応急生活物資で乙が提供できるもの

（要請に基づく乙の措置）

第4条 乙は、甲から第2条の要請を受けたときは、速やかに応急生活物資の供給を実施するものとする。

- 2 乙は、前項の規定により応急生活物資の供給を実施した場合は、甲に対し、別紙様式2「応急生活物資供給実績報告書」（以下、「実績報告書」という。）によりその状況を報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（応急生活物資の運搬及び引渡し）

第5条 応急生活物資の引渡場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡場所までの応急生活物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。

- 2 甲は、前項の引渡場所に職員を派遣し、応急生活物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。
- 3 甲は、前項の職員を甲の指定する者に代行させることができる。

(応急生活物資供給の費用負担)

- 第6条 甲は、乙が第4条の規定により供給した応急生活物資の対価及び第5条の規定による応急生活物資の運搬に要した費用を負担する。
- 2 甲が前項の規定により負担する額は、災害が発生する直前における通常の価格を基準とし、甲乙協議の上定めるものとする。

第三 支援物資の輸送等

(施設の使用申請)

- 第7条 甲は、災害時において次の施設を拠点として使用する必要があるときは、乙に対して施設の使用を申請するものとする。
- 所在地 山形市十文字2160
- 施設名 株式会社丸勘山形青果市場
- 2 前項の規定による申請は、別紙様式3により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

(施設の使用許可)

- 第8条 乙は、前条の規定による申請を受けた場合において、乙が施設の使用について認めた場合は、施設の一部又は全部について甲の使用を許可するものとする。
- 2 前条第2項の規定は、前項の規定による許可について準用する。

(施設の使用目的)

- 第9条 甲は、乙から使用許可を受けた施設を拠点及び輸送車両の駐車場として使用することができる。

(拠点の管理運営)

- 第10条 拠点の管理運営は、甲の責任において行うものとする。
- 2 乙は、拠点の管理運営について甲に協力するものとする。

(施設使用の費用負担)

- 第11条 施設の使用料は無償とする。
- 2 甲は、拠点の管理運営に係る費用及び施設を原状に回復する費用を負担するものとする。

(施設使用期間)

- 第12条 拠点として施設を使用する期間は、災害発生の日から1ヶ月以内とするものとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議のうえ、1ヶ月の範囲内で延長することができるものとし、以後も同様とする。

2 甲は、乙による施設の使用を早期に再開できるよう拠点として施設を使用する期間の短縮に努めるものとする。

(施設使用の終了)

第 13 条 施設使用の終了は、甲が拠点の運営及び施設の原状回復を終了し、乙の確認を受けたときとする。

2 甲は、施設使用を終了する場合は、乙に別紙様式 4 を提出するものとする。

(支援物資等の緊急輸送に関する業務及び要請)

第 14 条 甲は、災害時に被災地等を支援するため、次に規定する支援物資等の緊急輸送に関する業務（以下「緊急輸送」という。）が必要となったときは、乙に対し、別紙様式 5 により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

(1) 支援物資等の緊急輸送

(2) 前号に必要な車両、作業員、荷役機械及び資機材の手配

(3) その他必要な業務

2 乙は、前項の規定による要請があったときは、緊急輸送を可能な限り通常業務に優先して行うものとする。

3 甲は、乙の行う緊急輸送に必要な燃料の優先確保、緊急通行車両の指定及びその他円滑な輸送に必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(緊急輸送の報告)

第 15 条 乙は、緊急輸送を行ったときは、甲に対し、別紙様式 6 により速やかに報告するものとする。

(緊急輸送の費用負担)

第 16 条 緊急輸送に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用のうち、事業用自動車に係る運賃及び料金は、災害発生時直前における地域の事業者の認可運賃又は標準的な運賃、料金等を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

3 第 1 項の費用のうち、前項の費用以外の費用は、甲乙協議の上決定するものとする。

(緊急輸送の事故)

第 17 条 乙の事業用自動車が、故障その他の理由により緊急輸送を中断したときは、乙は、速やかに事業用自動車を交換して緊急輸送を継続するよう努めるものとする。

2 乙は、緊急輸送に際し事故が発生したときは、甲に対して速やかにその状況を報告するものとする。

(支援物資等の保管に関する業務及び要請)

第 18 条 甲は、災害時に被災地等を支援するため、次に規定する支援物資等の保管に関する業務(以下「支援物資等保管」という。)が必要となったときは、乙に対し、別紙様式 7 により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 支援物資等の入出庫、仕分け及び保管
- (2) 支援物資等の在庫状況の把握及び甲への報告
- (3) 前 2 号に必要な作業員、荷役機械及び資機材の手配
- (4) その他必要な業務

2 乙は前項の規定による甲の要請があったときは、支援物資等保管を可能な限り通常業務に優先して行うものとする。

3 甲は、乙の行う支援物資等保管に必要な燃料の優先確保、通信手段の確保及びその他施設の円滑な運営に必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(保管等業務の報告)

第 19 条 乙は、支援物資等保管を行ったときは、甲に対し、別紙様式 8 により速やかに報告するものとする。

(保管等業務の費用負担)

第 20 条 物資の保管等に要した費用(保管料及び荷役料、資機材の使用料等の実費負担額)は、甲が負担する。

2 前項の費用は、災害時等の直近における山形県の事業者が定めている標準的な料金を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 乙は、甲が負担する費用を甲に請求する。

4 甲は、前項の請求があった場合には、その日から起算して 30 日以内に支払う。

(保管等業務の事故等)

第 21 条 乙は、支援物資等保管に際し事故が発生したときは、甲に対して速やかにその状況を報告するものとする。

第四 雑則

(情報提供)

第 22 条 乙は、本協定に基づく活動の従事中に覚知した災害等による被害情報は、甲及び市町村等関係機関に積極的に提供するものとする。

(費用の支払)

第 23 条 甲は、乙から費用の支払い請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

(補償)

第 24 条 この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務により死亡、負傷、又は疾病に罹患した場合の補償については、当該従事者の使用者の責任において行うものと

する。

(連絡責任者の報告及び情報交換)

第 25 条 甲及び乙は、本協定に関する連絡責任者を選任し、互いに報告を行うものとする。連絡責任者を変更したときも同様とする。

2 甲及び乙は、平常時から協定の運用等について連絡責任者による情報交換を行い、災害時等に備えるものとする。

(有効期間)

第 26 条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する日の30日前までに甲又は乙から協定終了の意思表示がないときは、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第 27 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名の上、各自1通を保有する。

令和3年9月14日

甲 山形県山形市松波二丁目8番1号
山形県

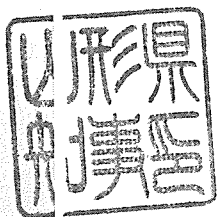
山形県知事

吉村美栄子

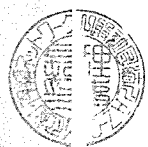
乙 山形県山形市十文字2160
株式会社丸勘山形青果市場

代表取締役社長

井上周士



災害時における物資の輸送・荷役等に関する協定



山 形 県

一般社団法人 AZ-COM 丸和・支援ネットワーク

災害時における物資の輸送・荷役等に関する協定

山形県（以下「甲」という。）と一般社団法人 AZ-COM 丸和・支援ネットワーク（以下「乙」という。）とは、災害時における物資の輸送・荷役等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、山形県内で災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生し、若しくは発生するおそれがある場合、又は他の都道府県に災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合において、甲が行う支援活動等に対する乙の協力について、適正かつ円滑な運営を期するため、必要な事項を定めるものとする。

（支援協力の要請）

第2条 甲は、前条に規定する災害応急対策及び災害復旧対策の円滑な実施のため、物資の輸送や荷役作業等が必要であると認めるときは、乙に対して支援を要請することができる。

（支援協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受け、これを受諾したときは、物資の輸送や荷役作業等について速やかに対応するよう努めるものとする。

2 前項の規定において、甲は、乙の会員運送事業者と取引先、委託先、加盟店等の関係者との契約上の制限又は業務上の制約等により乙の会員運送事業者の協力が困難な場合があることを考慮するものとする。

3 甲は、乙及び乙の会員運送事業者による物資の輸送や荷役作業等が円滑に行われるよう、輸送ルート of 被災状況等に係る情報の提供、支援物資の搬送車両の円滑な通行に関する支援、輸送のための燃料の確保その他の必要な支援に努めるものとする。

（支援協力の内容）

第4条 甲が乙に要請する支援は、次に掲げるものとする。

- (1) 物資等の輸送力の提供
- (2) 荷役作業
- (3) 物資の調達及び供給
- (4) 物資拠点の提供及び運営
- (5) その他、甲が必要と認めるもの

2 甲は、前項の支援を円滑に実施するため、物資の輸送・荷役等に関する専門的な知識を有する者（以下「連絡調整員」という。）の派遣を乙に要請することができる。

(要請の方法)

第5条 甲は、乙に対し支援要請を行うときは、様式第1号支援協力要請書（以下「要請書」という。）により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請できるものとし、後日速やかに要請書を提出するものとする。

(報告)

第6条 乙は、第4条の規定による要請に対し支援を実施したときは、様式第2号業務実施報告書（以下「実施報告書」という。）により甲に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合にあっては、電話等により報告し、その後速やかに実施報告書を提出するものとする。

(費用の負担)

第7条 第3条の規定による支援協力を要した費用の負担については、甲乙協議の上定めるものとする。ただし、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第68条又は第74条第1項の規定により、他の地方公共団体の長等の応援の要求に応じて支援活動を行った場合の費用の負担は、同法第92条に定めるところによる。

2 甲が前項の規定により負担する額は、災害発生直前における適正価格を基準とし、甲乙協議の上、定めるものとする。

(費用の支払)

第8条 甲は、乙から第6条の実施報告書が提出されたときは、必要な予算措置を講じるものとする。

2 乙は、甲が必要な予算措置を講じた後、甲に対し、負担額の支払を請求するものとする。

3 甲は、前項の規定により適法な支払請求書を受理したときは、その受理した日から30日以内に当該請求に係る金額を乙に支払うものとする。

(損害補償)

第9条 本協定に基づく支援に協力した者の負傷、疾病、障がい又は死亡に関する損害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に定めるところによるもののほか、原則として、乙の責任において行うものとする。

(第三者への損害賠償責任)

第10条 乙は、第3条の規定による支援協力中に、乙の責に帰する理由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

2 前項に規定する第三者への賠償については、乙と乙の会員事業者で協議の上、決定するものとする。

3 乙は、第3条の規定による支援協力中に、自らの責に帰さない理由により第三者に損害

を与えた場合は、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況等を文書により甲に報告し、その処置については、甲乙協議して定めるものとする。

(連絡責任者の報告)

第11条 甲及び乙は、この協定の成立に係る連絡責任者を協定締結後速やかに様式第3号連絡責任者届により相手方に報告するものとし、変更があった場合も同様とする。

(情報提供)

第12条 甲及び乙は、覚知した災害等の被害情報を相互に提供するほか、市町村等にも積極的に提供するものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙から文書で相手方に協定終了の意思表示をしないときは、更に1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

(情報の共有)

第14条 甲及び乙は、意見交換会の実施など、相互の災害対応等の情報の共有に努めるものとする。

(協議)

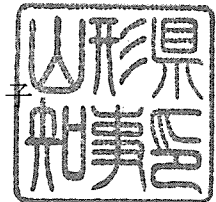
第15条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和4年11月30日

甲 山形県山形市松波二丁目8番1号

山形県知事 吉村 美栄



乙 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号 鉄鋼ビル本館5階

一般社団法人 AZ-COM 丸和・支援ネットワーク

理事長 和佐見 勝



第 号
年 月 日

一般社団法人 AZ-COM 丸和・支援ネットワーク理事長 様

山形県知事

物資の輸送・荷役等に関する支援協力要請書

災害時における物資の輸送・荷役等に関する協定書第4条の規定に基づき、次のとおり支援協力を要請します。

1 被害の状況

2 支援協力の要請内容

支援協力を要請する業務	<input type="checkbox"/> 物資等の輸送力の提供 <input type="checkbox"/> 荷役作業 <input type="checkbox"/> 物資の調達及び供給 <input type="checkbox"/> 物資拠点の提供及び運営 <input type="checkbox"/> その他、山形県が必要と認めるもの ()
具体的な業務内容	
業務の実施場所	
支援協力の要請機関	年 月 日 ~ 年 月 日
その他必要な事項	

別紙様式 2

第 号
年 月 日

山形県知事 様

一般社団法人 AZ-COM 丸和・支援ネットワーク理事長

物資の輸送・荷役等に関する業務実施報告書

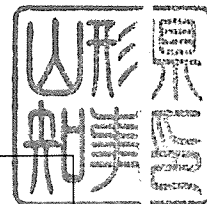
災害時における物資の輸送・荷役等に関する協定書第6条の規定に基づき、次のとおり支援協力を要請します。

1 業務を実施した期間 年 月 日から 年 月 日まで

2 業務の実施内容

事 項	内 容
調達車両台数	
配車場所	
輸送場所	
荷役作業場所	
荷役作業量	
物資拠点の提供及び運営	
物資拠点に搬入・保管する物資の品目・数量・保管期間	
連絡調整員の派遣場所	
その他業務	
備 考	

連絡責任者届



1 山形県

所在地			
担当部署	名称		
	電話番号(一般)		
	電話番号(衛星)		
	FAX番号		
	アドレス		
担当者	第1順位	職氏名(ふりがな)	
		電話番号(卓上)	
		電話番号(携帯)	
		アドレス	
	第2順位	職氏名(ふりがな)	
		電話番号(卓上)	
		電話番号(携帯)	
		アドレス	

2 一般社団法人 AZ-COM 丸和・支援ネットワーク

所在地			
担当部署	名称		
	電話番号(一般)		
	電話番号(衛星)		
	FAX番号		
	アドレス		
担当者	第1順位	職氏名(ふりがな)	
		電話番号(卓上)	
		電話番号(携帯)	
		アドレス	
	第2順位	職氏名(ふりがな)	
		電話番号(卓上)	
		電話番号(携帯)	
		アドレス	

